

上越市農業振興地域整備計画の変更理由書

○農用地利用計画の変更

(1) 農用地区域への編入

農用地利用計画変更申出書で申し出のあった案件について法第10条第3項に基づき判断をした結果、適正であると判断し、農用地区域へ編入するため農用地利用計画の変更を行うもの。

番号	編入箇所 (大字、字、地番)	農用地区域への編入理由	編入面積 (登記簿地目)	編入後の 用途区分
1	安塚区坊金 1689 安塚区大原 1336、1337	法第10条第3項第5号該当 中山間地域農業の生産条件の不利を補正、支援するため、農業上の利用を確保することが必要な土地であり、また地権者及び耕作者も今後10年以上耕作を継続する意向があることから農用地として確保すべき土地として編入する。	(田) 3,452 m ²	農地

(2) 農用地区域からの除外

農用地利用計画変更申出書の提出があった案件について法第13条第2項に基づき審査した結果、適正であると判断したことから、農用地区域から除外するもの。

番号	除外箇所 (大字、字、地番)	除外前の 用途区分	農用地区域 からの除外理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後の 用途
1	上門前 239-1	農地	法第13条第2項該当 一般住宅整備のため	(田) 359 m ²	一般住宅
2	新保古新田 262-1	農地	法第13条第2項該当 駐車場整備のため	(田) 1,041 m ²	駐車場
3	頸城区青野 339	農地	法第13条第2項該当 一般住宅整備のため	(畑) 420 m ²	一般住宅
4	頸城区上増田 187-1	農業用 施設	法第13条第2項該当 一般住宅整備のため	(田) 443 m ²	一般住宅

※番号2については、農政課管理の地図を変更するため農用地利用計画の変更なし